

# 分収造林制度

## もり 森林づくりに

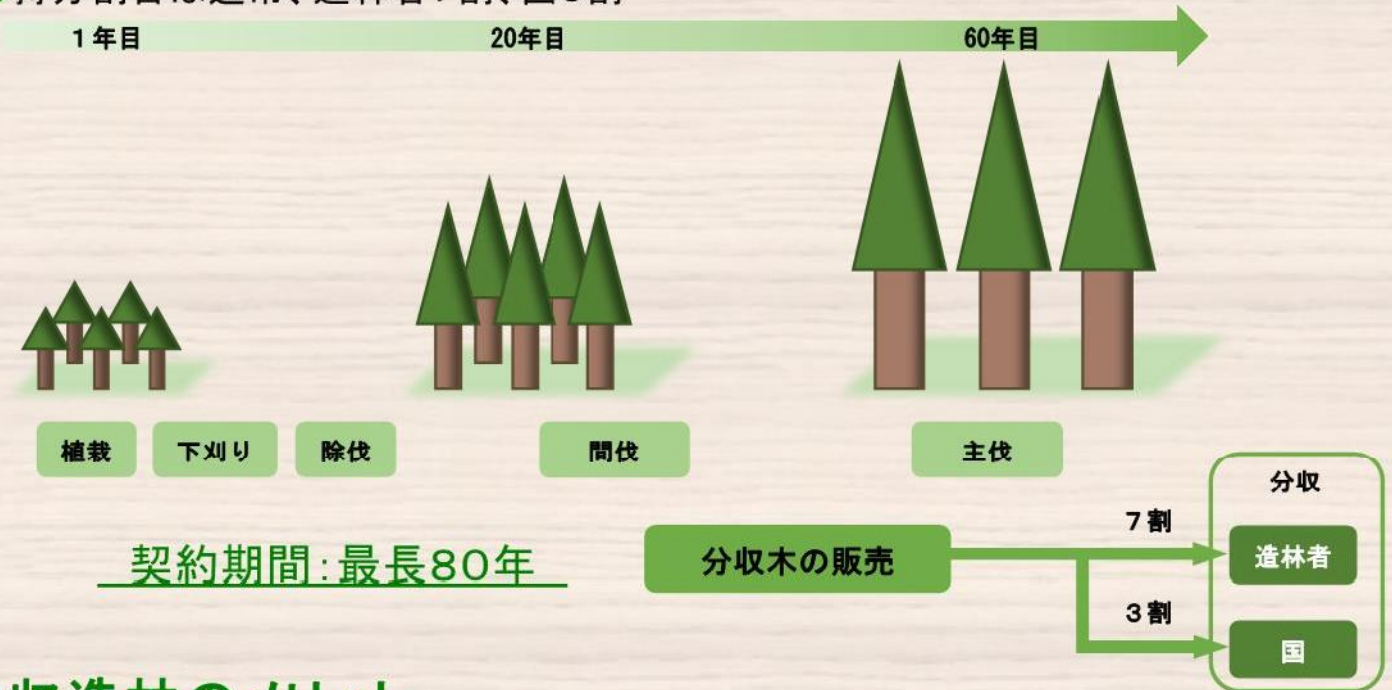
## 国有林野を活用できます

### 国有林における分収造林制度とは

造林者(国以外の者)と国が契約を締結し、造林者が国有林に木を植えて、一定期間育て、伐採して得た収益(販売代金)を造林者と国で一定の割合で分収する制度

### 分収造林の主な内容と仕組み

- 対象面積は、原則として1ha以上
- 契約期間は最長80年
- 植栽する樹種は、一般的な造林樹種(主にスギ、ヒノキ等)
- 植栽された樹木は、造林者と国の共有
- 持分割合は通常、造林者7割、国3割



### 分収造林のメリット

- 森林づくりに取り組むことにより、資源の循環利用や地球温暖化の防止に貢献
  - 社会貢献活動として、対外的なPRが可能
  - 原料としての木材の安定的な確保
  - 山林を取得する必要がなく、初期投資の抑制が可能
- ※分収造林は不動産取得税・固定資産税の対象外



分収造林地の様子

## 分収造林制度の活用例

- 法人の森林  
企業等が社会貢献の一環としての森林づくり
- 企業資材用等分収造林  
製材工場等が必要とする資材、特用林産物、バイオマス燃料などの住宅以外の分野をターゲットとした資材の安定的な確保を目的とした森林づくり
- 学校分収造林  
教育的効果の向上を目的とした、教育の一環としての学校林の経営管理活動

※このほか、「記念分収造林」等があり、当局管内では約2,800haの分収造林が設定されています  
(個人との契約を含みます)

## 造林者が実施すること

- 植栽及び成林するまでに必要な下刈、除伐、間伐等の保育作業の実施
- 分収造林地の火災予防、誤伐・盗伐の予防、有害動植物の駆除・蔓延防止、境界標・標識の保存等の保護の実施

※これらの作業は地元森林組合等に依頼することもできます

## 国有林の分収造林契約の留意点

- 分収額が造林費用を上回ることを確約するものではありません
- 適切に造林・保護が実施されなかった場合、契約解除となる可能性があります
- 山火事や豪雨、台風等の自然災害に備え、森林保険に加入することができます

## 国有林の分収造林で利用可能な助成制度

造林・保育には、民有林と同じく造林補助制度を利用することができます  
具体の補助申請については都道府県に対して行うことになります

## その他

分収造林契約については対象地が決定次第、近畿中国森林管理局HPにおいて公募します  
また、契約は申請によることもできます

森林整備事業について(林野庁HP)

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi\\_aramashi.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi_aramashi.html)



分収造林制度(林野庁HP)

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/katuyo/kokumin\\_sanka/bunshu\\_zorin/](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/bunshu_zorin/)



「法人の森林」制度について(林野庁HP)

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokumin\\_mori/katuyo/kokumin\\_sanka/hojin\\_mori/](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/hojin_mori/)



### 分収造林に関するお問い合わせ

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号  
林野庁 近畿中国森林管理局 森林整備部 森林整備課 分収林係  
電話番号:050-3160-6784



# 「昭和100年記念分収造林」 (グリーン・シェアリング)のご案内



「昭和100年」の機運を盛り上げるため全国の国有林において、記念分収造林を実施します。  
「昭和100年記念分収造林」では、特に、**多様な樹種を育て、豊かな環境を育み、次世代へ引き継ぐ責任を分かち合うことをコンセプトにした分収造林を「グリーン・シェアリング」と名付け、**様々な企業等の参加による分収造林の導入を進めます。

## 分収造林制度とは

造林者(国以外の者)が契約により国有林野に木を植えて、一定期間育て、伐採し、その収益(販売代金)を国と造林者とで一定の割合で分収する制度です。

## 「昭和100年記念分収造林」の概要

募集期間(令和8年1月~12月)(各森林管理局のHP等において募集)  
事業内容

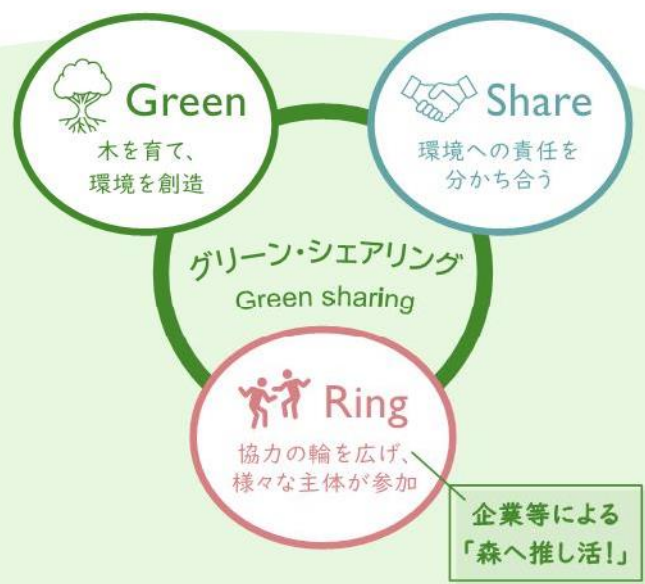


- (1) 植栽する樹種は、国と造林者が協議して決定
- (2) 対象面積は、原則として1ha以上
- (3) 契約期間は、最長80年
- (4) 造林に要する費用は造林者が負担
- (5) 収益の分収割合は、造林者8:国2 (北海道は9:1)
- (6) 分収木(植栽された樹木)は、国と造林者の共有

## 「グリーン・シェアリング」とは

「昭和100年記念分収造林」では、以下の3つの取組を推進します。また、取組に賛同いただいた造林者には「環境貢献度」を評価し、お知らせします。

- ① 長期契約(60年以上)による環境への責任の共有  
長期契約により、造林者と国が協力して環境(森林)を次世代に継承する責任を分かち合います。(契約延長も可能)
- ② 環境に配慮した森林施業の実施  
皆伐面積の縮小、保護樹帯の設置など、森林の公益的機能の持続的発揮を図りつつ、林地保全に配慮した森林施業を実施します。
- ③ 多様な樹種(広葉樹)の植栽  
針葉樹に偏らず広葉樹を含む多様な樹種の植栽を推進し、生物多様性や景観、地域性を重視した森林づくりを目指します。



## メリット

### 環境の取組をアピールできます!

分収造林契約による水源涵養機能、環境保全(温暖化防止)機能等の評価を数値化した「環境貢献度評価※」をお知らせします。(※現在は、「法人の森林」に取り組む企業等に通知)

### 環境貢献度評価の例

森づくり活動を通じて森林を維持することによる一年間の流域貯水便益を試算。

効果評価額 **213千円**  
(物量: 6,338m<sup>3</sup>)  
2リットル入りペットボトル3,169千本分

## 分収造林契約の際の留意事項

- 契約期間中は、造林・保護の義務が発生します。適切に造林・保護が行われなかった場合、契約が解除となる可能性があります。
- 山火事や台風などの自然災害に備え、森林保険に加入できます。

## その他

分収造林地で行う造林・保育には、造林補助制度を活用することも可能です。

林野庁ホームページ(以下URL参照)の資料をご確認いただくとともに、補助申請の詳細は都道府県の林務担当部局にお問い合わせください。

【参考】森林整備事業のあらまし (林野庁ホームページ)

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi\\_aramashi.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi_aramashi.html)



### 【参考】これまでの記念分収造林(一部)

#### 御大礼記念部分林

1928  
昭和3年



出典:四国森林管理局(高知県香美市)

#### 天皇陛下御在位五十年 記念部分林

1976  
昭和51年



出典:東北森林管理局(岩手県二戸市)

1959  
昭和34年



出典:九州森林管理局(熊本県熊本市)

#### 皇太子御結婚記念部分林

2019  
令和元年

#### 天皇陛下御即位記念 分収造林

お問合せ先 分収造林制度に関心がある場合は、管轄地域の森林管理局にお問合せ下さい。

森林管理局	所在地	電話番号	管轄地域
<a href="#">北海道森林管理局</a> 森林整備第一課	〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森三条7-70	050-3160-6288	北海道
<a href="#">東北森林管理局</a> 森林整備課	〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16	050-3160-6462	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県
<a href="#">関東森林管理局</a> 森林整備課	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25	050-3160-1630	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
<a href="#">中部森林管理局</a> 森林整備課	〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5	050-3160-6526	富山県、長野県、岐阜県、愛知県
<a href="#">近畿中国森林管理局</a> 森林整備課	〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	050-3160-6784	石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
<a href="#">四国森林管理局</a> 森林整備課	〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30	050-3160-5621	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
<a href="#">九州森林管理局</a> 森林整備課	〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7	050-3160-6649	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
林野庁国有林野部業務課 国有林野管理室	〒100-8952 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	03-3502-8383	-